

平成 26 年 3 月 6 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 大 谷 敦 志

電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産の電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）」に基づき、平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までを課税期間として不当廉売関税が課されていたところ、平成 24 年 10 月 30 日から、不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されており、当該調査が終了する日までの間、これら 3 か国を原産国とする電解二酸化マンガンを入力する際には、引き続き不当廉売関税が課されているところです。

今般、調査の結果、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」により、上記 3 か国を原産国とする電解二酸化マンガンについては、引き続き不当廉売関税が課されることとなりましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる電解二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

2. 対象国

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国

3. 税率

スペイン	14.0%
中華人民共和国	46.5%
貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）	34.3%
南アフリカ共和国	14.5%

4. 期間

平成 31 年 3 月 4 日まで

不明な点がございましたら、本関業務部通関総括第 1 部門
(06-6576-3313) までお問い合わせ下さい。